

市選挙管理委員会議（定例） 議事要旨

日 時：令和2年9月7日（月）午前10時～午前10時40分

場 所：行政委員会事務局委員会議室（市役所4階）

出席者

（委員）

大丸委員長、森川委員長代理、金澤委員、結城委員

（事務局）

事務局長以下5名

議 題 ・ 議事要旨

- ・ 大都市地域における特別区の設置に関する法律第6条第3項の規定による通知の受領について

通知の受領日 令和2年9月4日

議決事項

- 1 令和2年9月1日現在の選挙人名簿登録者総数に対する数の告示について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項並びにこれを準用する同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定による令和2年9月1日現在の選挙人名簿に登録されている者の総数（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数について、告示する旨議決しました。

- 2 大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく住民投票に関する事項について

- (1) 特別区設置協定書の内容及び要旨の告示について

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第2条第2項の規定により、特別区設置協定書の内容及び要旨を告示する旨、議決しました。

(2) 投票期日の決定について

大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第1項及び大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第3条第5項により、投票執行予定期日を令和2年11月1日に、投票期日告示予定日を令和2年10月12日に決定する旨、議決しました。なお、衆議院の解散時期及び同解散に伴う衆議院議員総選挙の選挙期日によっては、投票執行予定期日及び投票期日告示予定日を変更する旨、議決しました。

(3) 投票執行に伴う諸決定事項について

- ① 選挙長及びその職務代理者の選任
- ② 選挙会の場所及び日時
- ③ 公報に掲載する掲載文の申請期日及び受理場所並びに掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時
- ④ 選挙立会人の選任
- ⑤ 投票用紙の様式等
- ⑥ 投票名

投票執行に伴う諸決定事項（上記①～⑥）について、議決しました。

(4) 啓発事業実施計画について

大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく住民投票啓発事業実施計画について、議決しました。

協議事項

1 大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく住民投票に関する事項について

(1) 特別区設置協定書の閲覧について

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令に基づく、特別区設置協定書の閲覧場所等について、決定しました。

(2) 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第4条第2項により使用する選挙人名簿の登録の移替えの停止について

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第4条第2項により使用する選挙人名簿の登録の移替えの停止について、決定しました。

(3) 開票の日時について

大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく住民投票における開

票の日時について、決定しました。

- (4) 投票期日の告示前に不在者投票用紙を郵便等をもって発送できる日の定めについて

大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく住民投票における投票期日の告示前に不在者投票用紙等を郵便等をもって発送できる日の定めについて、決定しました。

その他

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について

大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく住民投票における新型コロナウイルス感染症対策について、事務局から報告がありました。